

令和6年度

学校いじめ防止対策基本方針

07 板橋区立志村第六小学校

志村第六小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

＜いじめに対する基本姿勢＞

- ①「いじめをしない、させない、ゆるさない」を基本方針として、第一にいじめの未然防止に努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③「いじめを行うことは人間として絶対に許されない」という強い信念の下、全教職員の人権感覚を高める。
- ④いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のためにいじめられている児童の立場に立った親身の指導を行い、当該児童の安全を保障するとともに、毅然とした指導を行う。
- ⑤保護者・学校・地域社会、そして関係機関を含めた全ての関係者がそれぞれの役割を果たして連携を深め、一体となっていじめ問題に真剣に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、生活指導委員会（含スクールカウンセラー）のいじめ防止対策メンバーで構成するいじめ防止対策のための委員会を設置し、月1回の定期委員会の他、必要に応じて委員会を開催する。（いじめに関する話合いのときは、当該学年主任、当該学級担任も参加する。）

(2) 生活指導終礼や生活指導全体会等での情報交換及び共通理解

週に一度の生活指導終礼や学期に一度の生活指導全体会で、全教職員が配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ対策年間指導計画

	主な活動（学年）	*教職員対象の会議等	保護者・地域
	<学校経営方針> 「学・共・健」 「あいさつ・返事・よい姿勢」「いじめをしない・させない・ゆるさない」		
4月	・始業式（2～6） ・入学式（1） ・学校、学年、学級目標（全） ・いじめに関する授業①	*学校いじめ防止対策①	・保護者会 ・全国交通安全運動 ・ics ①
5月	・hyper-QU 実施（5・6） ・一年生を迎える会（全） ・日光移動教室（6）	*学びのエリア研修① *校内研修① *学校いじめ防止対策②	・土曜授業プラン①
6月	・SCによる全員面接（5） ・榛名移動教室（5） ・水泳指導（全）	*ふれあい月間① *いじめアンケート① *生活指導全体会 *学校いじめ防止対策③	・土曜授業プラン② ・ics ②
7月	・榛名移動教室（五組）	*校内研修② *学校いじめ防止対策④	・個人面談 ・平日公開
8月		*中間学校評価	
9月	・薬物乱用防止教室（6） ・セーフティー教室（全）	*学校いじめ防止対策⑤	・土曜授業プラン③ ・全国交通安全運動 ・ics ③
10月		*学びのエリア研修 *学校いじめ防止対策⑥	
11月	・体育科学習発表会（全） ・道徳授業地区公開講座（全） ・いじめに関する授業②	*ふれあい月間② *いじめアンケート② *学校いじめ防止対策⑦	・土曜授業プラン④ ・ics ④
12月	・展覧会	*学校いじめ防止対策⑧	・個人面談
1月	・いじめに関する授業③	*校内研修③ *学校評価 *学校いじめ防止対策⑨	・土曜授業プラン⑤ ・学校評価
2月	・6年生を送る会（全）	*ふれあい月間③ *いじめアンケート③ *学校いじめ防止対策⑩ *生活指導全体会	・ics ⑥ ・保護者会
3月	・修了式（全）	*学校いじめ防止対策⑪	
通年	・ユニセフ募金 ・体験的活動 ・授業改革（学力向上） ・協働学習 ・道徳教育（生命尊重、友情、思いやり等） ・SNS 学校ルール及び家庭ルールの徹底 ・人権 ・ひまわり交流ウィーク ・読書活動 ・学力向上 ・体力向上		
週間/月間			

＜主な取組と役割分担＞

	主 な 取 組	中心的な役割を果たす者
未然防止	○いじめに関する校内研修の計画、実施（３回） ○学校サポートチーム等との連絡会議の開催（必要に応じて） ○「いじめに関する授業」の計画、実施（３回） ○児童会による提言（「いじめをゼロ」宣言）	生活指導主任、研修主任 校長、副校長、生活指導主任 生活指導主任、学年主任 代表委員会担当
早期発見	○いじめアンケートの実施、分析、活用 ○スクールカウンセラーによる５年生全員面接 ○記録ファイルの作成、活用（情報共有）、保管 ○あいキッズとの連携	生活指導主任、生活指導部員 教育相談担当、スクールカウンセラー 生活指導主任、生活指導部員 生活指導主任、生活指導部員
早期対応	○被害児童・その保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア ○加害児童への組織的・継続的な観察・指導等 ○いじめを伝えた児童の安全確保 ○地域人材（区民）を活用した登下校時の見守り	学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー 生活指導主任、学年主任等 生活指導主任、学年主任等 副校長、生活指導主任
重大事態への対処	○被害児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護 ○スクールカウンセラーによるケア ○教育委員会、警察への相談・通報 ○いじめ対策緊急保護者会の開催	学年主任、生活指導部員、養護教諭 教育相談担当、スクールカウンセラー 校長、副校長、生活指導主任 校長、副校長、生活指導主任

4 具体的な取組

(1) いじめ未然防止のための取組

①教員の指導力の向上と組織的対応

ア 学級経営の充実

- ・アンケートや hyper-QU 等を通して、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・配慮を要する児童が生き生きとした学校生活を送れるよう、積極的に働きかける。
- ・個に応じた分かりやすい授業を行い、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。(問題解決型の学習・協働学習)
- ・学校経営方針の一つである「あいさつ・返事・よい姿勢」を徹底し、きちんと授業に参加して基礎的な学力を身に付けさせ、認められているという実感を児童がもてるようにする。

イ 道徳教育の充実

- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神を養うとともに、生命尊重、友情、思いやりの心を育てる。
- ・道徳の授業を通して児童の自己有用感を高めるとともに、規範意識を高め善悪の判断がきちんとできるようにする。

ウ 校内相談体制の充実

- ・いじめアンケート実施後に学級担任等が教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

エ 組織的対応

- ・学校いじめ防止対策委員会を設置し、学校いじめ防止対策基本方針に沿って計画的に指導をし、組織的な対応を速やかに行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会を定期的開催し、いじめの芽やいじめの兆候について情報交換をし、対策を立てて素早い対応をする。(必要に応じて、臨時の学校いじめ防止対策委員会を開くこともある。)
- ・いじめの兆候がおさまった後も3カ月経過するまで被害児童・加害児童の継続観察・情報交換をし、いじめが再発していないかを把握する。

オ いじめに関する校内研修の実施

- ・いじめ問題に対して、全教職員が共通理解の下、指導に当たることができるよう、年3回の校内研修を実施する。また、生活指導終礼でいじめに関するミニ研修を実施する。

カ 学校サポートチーム等との定期的な連絡会議の開催

- ・学校サポートチームや子ども家庭支援センターとのケース会議を必要に応じて行い、学校での取組や現状等を報告し連携を図る。

キ 学校評価によるいじめ防止基本方針についての検証と見直し

- ・学校評価でいじめ防止対策基本方針の内容を振り返り、よりよい形へと見直しを行う。

ク 交流学习の実施

- ・校内における特別支援学級との交流や特別支援学校との直接交流の学習を通して、互いの人権を尊重する態度や資質を育てる。

②いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

ア 「いじめに関する授業」の実施

- ・道徳の時間や特別活動において、年3回以上「いじめに関する授業」を実施し、定期的に児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにする。また、年1回は保護者や地域住民に授業を公開する。

【都教委作成の「いじめ防止教育プログラム」の活用】

イ 東京都教育委員会作成の「いじめ防止カード」の配布

- ・都教委作成の「いじめ防止カード」を配布し、児童に「いじめを見て見ぬふりしない」という意識を広めていく。また、いじめに対する具体的な行動のとり方を児童に指導する。

ウ SNS学校ルールの作成・実施／SNS家庭ルール作成の依頼

- ・本校におけるSNS利用時のルールを作成し、学校のきまりとして守るように児童に意識付けを行う。また、学校ルールを受けて各家庭でもSNS利用のルールを決めるよう、保護者会等で協力を依頼する。

エ 学習用タブレットの適切な使用

- ・「パソコンを使うときのルール」に基づき学習および家庭においても適切に使用することを徹底するとともに、保護者に対しては「板橋区におけるパソコン利用ガイドライン」を配布し、家庭での指導、管理について協力を依頼する。

(2)いじめ早期発見のための取組

①いじめの「見える化<その1>」～児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～

ア 全教職員による校内巡回等を通じた児童の観察

- ・管理職をはじめ、全教職員やスクールカウンセラー、巡回指導員等が校内巡回等を行い、いろいろな視点から児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発していく。

イ スクールカウンセラーによる全員面接（小学校5年生対象）の実施

- ・いじめの認知件数が増加する小学校5年生を対象に、1学期中にスクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童がスクールカウンセラーに相談できる環境をつくる。

ウ 関係諸機関との連携による学校非公式サイト監視

- ・インターネットでのいじめに関しては、学校非公式サイト監視を定期的に行い情報の提供を受けたら、児童の誹謗・中傷等の削除要請を迅速に行う。また、必要に応じて区の教育委員会から警察や法務局等へ協力の依頼を要請してもらい、素早く対応する。

②いじめの「見える化<その2>」～被害の児童、周囲の児童からのいじめ情報の確実な受信～

ア 効果的な「いじめアンケート」の実施・分析・活用

- ・年3回の「ふれあい月間」の取り組みで、「いじめアンケート」を実施し、実態を把握する。収集した情報に基づき児童に対して事実確認を行い、適切に指導する。必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、児童に心理的負担を与えないよう配慮する。

イ 「学校いじめ相談」の実施

- ・児童が学校にいじめの相談をしやすくするため、「ひまわりポスト」を設置し周知する。また、都が行っている「学校いじめ相談メール」や「いじめ相談ホットライン」を周知し、いじめの相談をしやすくする。

ウ 都教委作成の「いじめ防止カード」の活用<その1>

- ・いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先等を記載した「いじめ防止カード」を活用し、児童が日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、朝会や学級活動等の様々な機会を通じて働きかけていく。

③学校いじめ防止対策委員会によるいじめの確実な発見

ア 児童の行動の記録

- ・教職員が児童の変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないよう、日常から児童の変化に関係する情報を付箋やノート等を利用して記録し、学年会や生活指導終礼、生活指導全体会等で組織的に情報共有できるようにする。

イ ファイリングの徹底

- ・児童の変化に関する情報について、全ての教職員が円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成する。新1年生や転入生については、出身保育園・幼稚園、前籍校でのいじめ情報を把握し、必要に応じて記録ファイルを作成する。転出者についても、いじめの加害・被害の状況があった場合、その情報を転出先の学校に連絡する。また、小学校でのいじめが中学校で継続することもあるため、中学校入学前に小・中学校間の連絡会を開催し、情報を共有する。

ウ ファイリングされた情報や学校生活アンケートにより把握した情報の共有

- ・ファイリングや学校生活アンケート等を通じて把握したいじめに係る情報を緊急職員会議の開催等により、学校全体で組織的に共有する。

エ 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実ないじめの発見

- ・全ての教員が定期的に、「いじめ発見のチェックシート」を用いた児童の状況観察を行い、「学校いじめ防止等対策委員会」において結果を集約・分析し、情報の共有を図る。

④保護者・地域・関係機関との連携

ア 学校だよりや学年だより、保護者会の積極的な活用

- ・学校だよりや学年だより、保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止対策基本方針等について保護者に説明し、いじめに対する学校の姿勢を理解してもらうとともに、いじめに関係する情報の早期提供を依頼する。

イ 保護者相談（個人面談）の実施

- ・教員による個別の保護者面談（個人面談）を年2回実施し、保護者が相談しやすい環境をつくる。

ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

- ・年度当初にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを保護者会や学校だより等で紹介し、教員以外に相談できる相手がいることを知らせる。

エ あいキッズとの連携

- ・放課後における児童の様子について把握するため、あいキッズに対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合、直ちに情報を提供してもらえよう協力を依頼する。

(3)いじめ早期対応・早期解決のための取組

①学校いじめ防止対策委員会を核とした対応

ア 把握した情報に基づく対応方針の策定

- ・いじめアンケート等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、学校全体で対応方針を共有して組織的に取り組む。

イ 学校いじめ防止対策委員会を核とした役割分担の明確化

- ・いじめを把握した場合には、学校いじめ防止対策委員会を核として緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の児童への支援、加害の児童への指導、周囲の児童へのケアについて教職員の役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応をする。

②被害の児童、加害の児童、周囲の児童への取組

ア 被害の児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

- ・被害の児童の安全確保のため、授業中や休み時間に複数の教員による言葉掛けや、終礼等を利用した被害の児童の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレス等を軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の児童やその保護者の心をケアしていく。

イ 加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導等

- ・加害の児童を特定した上で、いじめをやめさせ再発を防止するため、学校いじめ防止等対策委員会が中心となって組織的・継続的に加害の児童を観察し、指導を徹底する。また、必要に応じて加害の児童の保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童に心のケアを実施する。なお、加害の児童の保護者が、自分の子供の指導に悩む場合等は、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童の保護者のケアを行う。

ウ いじめを伝えた児童の安全の確保

- ・勇気をもって教員等にいじめを伝えた児童を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有によるいじめを伝えた児童の見守りや、登下校時の付き添いや積極的な言葉かけ等を通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保する。その際、いじめを伝えた児童の保護者とも緊密に連携を図る。

エ 都教委作成の「いじめ防止カード」の活用<その2>

- ・いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先等を記載した「いじめ防止カード」を活用し、児童がいじめを目にしたときには、加害の児童にいじめをやめるよう働きかけたり、被害の児童をいたわり、励ます等の行動がとれるよう、朝の会や学級活動などの様々な機会を通じ、児童に働きかける。

③区教育委員会・関係機関との連携

ア 区教育委員会へのいじめの報告と区教育委員会による指導・助言・支援

- ・早期に区教育委員会へいじめの報告を行い、情報を共有する。また、区教育委員会からいじめ問題解決に向けての指導・助言・支援を仰ぐ。

イ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

- ・暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待等が疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。そして、対応策を組織的に実行する。

④保護者・地域（区民）との連携

ア いじめ対策保護者会の開催

- ・早期解決の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、保護者との連携・協力を構築し、家庭でもいじめについて話し合ってもらい、いじめ問題の早期解決につなげる。

イ PTAの活用

- ・PTA役員等にいじめ問題の情報を提供し、積極的にPTAと連携していじめ問題の早期解決につなげる。

ウ 地域人材（区民）を活用した、登下校時の見守り等の実施

- ・地域の大人（区民）による児童の登下校時の見守り等、地域人材（区民）を積極的に活用し、被害の児童だけでなく周囲の児童も、地域の多くの大人（区民）に見守られていることを実感させる。

5 重大事態への対処

いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行う。

<重大事態>

- ①児童が自殺を企図した場合 ②児童が身体に重大な傷害を負った場合
③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神性の疾患を発症した場合

- ①重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ②学校いじめ防止等対策委員会を母体に、学校運営連絡協議会委員、PTA役員等を加えて学校いじめ調査委員会を設置し、事実関係の調査や関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

- ・恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ・ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

(1)被害の児童の保護・ケアとその保護者との連携

①被害の児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護

- ・複数の教員が被害の児童を間断なく見守る体制を構築するとともに、被害の児童の情報共有を朝と夕方、必ず1日に2回実施する。また、被害の児童が帰宅した後も、教員が保護者に電話をし、様子を確認する等、積極的に状況を把握する。

②スクールカウンセラーによるケア

- ・スクールカウンセラーと教員との情報共有を徹底し、スクールカウンセラーによる授業観察等を積極的に実施する。また、被害の児童の保護者が大きなストレスを感じることが想定されることから、保護者の心のケアを行うために積極的にスクールカウンセラーを活用する。

③スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害の児童の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害の児童とその家庭を支援する。

④適応指導教室等への通級等の実施

- ・いじめが原因で不登校になっている被害の児童に適応指導教室への通級を促したり、被害の児童の状況に応じて、保健室登校を実施したりする等、緊急避難措置を実施する。

(2)加害の児童(及び保護者)への働きかけ

①別室での学習の実施

- ・被害の児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の児童について、被害の児童が使用する教室以外の場所での学習を実施する。

②警察への相談・通報

- ・被害の児童に対する暴行や金銭強要等の犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の児童を守るとともに周囲の児童に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察に相談・通報する。警察への通報等の学校の考え方について、年度当初に保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を構築する。

③懲戒や出席停止

- ・加害の児童への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の児童や周囲の児童の学習が妨げられる場合には、校長による訓告（区教育委員会の立会いの下での、加害の児童及びその保護者に対する校長による厳重注意等）を実施する。（また、区教育委員会は、懲戒を行ったにもかかわらず改善が見られない場合には、出席停止を実施する。）

④加害の児童とその保護者に対するケア

- ・加害行為の背景には、加害の児童が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の児童をケアする。また、重大事態に至るケースにおいては、加害の児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラーを活用して加害の児童の保護者をケアする。

(3)区教育委員会・関係機関との連携

①区教育委員会への報告と連携

- ・重大事態の発生等について区教育委員会に速やかに報告し、区教育委員会と一体となって対応する。

②児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

- ・深刻ないじめの原因の一つとして、被害の児童や加害の児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所、子ども家庭支援センター等の福祉機関に速

やかに通報する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。

③都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

- ・個人情報の取扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認する等、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。

(4)保護者・地域(区民)との連携

①いじめ対策緊急保護者会の開催

- ・区教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応等について説明する。(説明責任)また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないように気を付ける。

②PTAの活用

- ・PTA役員等にいじめ問題の情報を提供し、積極的にPTAと連携していじめ問題の早期解決につなげる。

③民生・児童委員(区民)等との連携

- ・重大事態においては、間断なく児童を見守る必要がある。このため、民生・児童委員等の地域人材(区民)と積極的に連携し、地域での児童の見守り、巡回を依頼する。

6 取組に関する点検と改善の方策

(1)いじめの未然防止等に関する学校評価の方法

- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価(学校いじめ防止対策基本方針チェックシート)及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

(2)学校評価を受けての基本方針の改善の方策

- ・学校いじめ防止対策委員会の主導により、学校いじめ防止対策基本方針の内容の見直しをPDCAサイクルで行い、学校評価を受けて実効性のある取組となるよう学校いじめ防止対策基本方針を改善していく。